

遊水館発行定期券利用者各位

水の公園福島潟 遊水館  
館長 瀬賀 和義

## 遊水館の休館期間延長に伴う定期券の取り扱いについて（お知らせ）

初冬の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろは、遊水館をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当館では改修工事のため令和5年1月13日（金）まで休館予定としておりましたが、追加工事の必要が生じたため、休館期間を令和5年3月31日（金）まで延長することとなりました。再開を楽しみにされていた皆さまには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

つきましては、休館延長期間もお持ちの定期券で他の施設をご利用されない場合は、定期券の有効期限が延長可能となりますので、下記及び別紙のとおりお手続きをお願いいたします。

なお、休館期間中に近隣施設で遊水館のスタッフ・コーチによる各種教室を開催いたします。冬場の運動不足解消や余暇時間の活用によりしければお役立てください。

### 記

#### 1. 休館延長期間

令和5年1月14日（土）～令和5年3月31日（金）77日間

#### 2. お手続き開始日

令和4年12月5日（月）

#### 3. 対象となる方

遊水館発行の有効期限が令和5年1月14日以降の定期券をお持ちの方で、休館延長期間に他のプール施設で定期券をご利用されない方

#### 4. その他

- 令和5年1月13日（金）までにお手続きを行うと休館延長期間の日数分（有効期限が4月1日以降の場合は最大77日）、定期券の有効期限が延長可能ですが、それ以後は、手続き日から令和5年3月31日（金）までの日数となります。
- 休館中の窓口時間は毎日午前9時～午後5時までとなります。（年末年始1/28～1/3は休止）1月以降工事の関係で館内に入館できない期間があります。日程が決まり次第、遊水館のホームページにてお知らせいたします。

#### 5. 同封書類

- ① 【別紙】館期間延長に伴う定期券延長の手続きについて
- ② 遊水館スタッフ&コーチによるスポーツ&音楽教室のご案内

-お問い合わせ-

〒950-3324 新潟市北区前新田乙 311 水の公園福島潟遊水館

電話 025-384-1211 FAX 025-386-1001 【担当 大滝】

## ◆休館期間延長に伴う定期券の延長手続きについて◆

お持ちの定期券をご覧の上、下記①～④に該当する箇所をご確認ください。

現在の定期券の利用状況と休館延長後の利用	手続きの有無	手続き方法
① 遊水館以外の新潟市プール施設を利用している。休館延長期間も引き続き利用する。	必要なし	
② 他のプールを利用していないため定期券を使っていないが、令和5年1月14日（土）からは他のプール施設を利用する。	必要なし	お手続きは不要です。前回の休館のご案内で有効期限を延長した定期券（利用開始日：1月14日から）をそのまま新潟市プール施設でご利用いただけます。
③ 遊水館以外の新潟市プール施設を利用しているが、令和5年1月14日（土）～令和5年3月31日（金）の休館期間は遊水館以外のプールは利用しない。	必要あり	令和4年12月5日（月）～令和5年1月13日（金）までに本用紙に定期券原本を貼付したものを遊水館窓口にお持ちいただき、延長のお手続きをお願いします。
④ 他のプールを利用していないため定期券を使っていない。令和5年1月14日（土）～令和5年3月31日（金）の休館期間も引き続き遊水館以外のプールは利用しない。	必要あり	

## ※定期券の還付について

お持ちの定期券が不要な場合は、還付手続きも可能です。但し、使用経過月数によっては還付金が発生しない場合もございます。詳しくは遊水館までお問い合わせください。

## 還付手続きに必要なもの

- 顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- 代理申請の場合は委任状（印鑑）
- 振込口座番号（本人名義のもの）
- 定期券原本

上表③④に該当する方は点線内にお持ちの定期券を貼付し、本用紙をお持ちください。

受付日

令和 年 月 日

受付担当

点線内に定期券の原本をのりやテープで貼り付けるかホチキスで止めてください。